

■用途地域一覧

用途地域の種類	容積率 (%) 建ぺい率 (%)	計画決定 面積 (ha)	備 考
第一種低層住居専用地域	60 40	約 202	低層住居の良好な環境を守るための地域。 小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や小中学校等が建てられる。
第二種低層住居専用地域	80 50	約 6.1	主に低層住宅の良好な環境を守るための地域。 小中学校等の他、一定の店舗等が建てられる。
第一種中高層住居専用地域	200 60	約 62	中高層住宅の良好な環境を守るための地域。 病院、大学、一定の店舗等が建てられる。
第二種中高層住居専用地域	200 60	約 184	主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域。 病院、大学等の他、一定の店舗や事務所等が建てられる。
第一種住居地域	200 60	約 53	住居の環境を守るための地域。 一定の店舗、事務所、ホテル等が建てられる。
第二種住居地域	200 60	約 31	主に住居の環境を守るための地域。 事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックス等の他、一定の店舗等が建てられる。
準住居地域	200 60	約 13	道路の沿道において、自動車関連施設等の立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域。 一定の店舗等が建てられる。
近隣商業地域	200 80	約 21	近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域。 住宅や店舗の他に小規模な工場も建てられる。
商業地域	400 80	約 6.4	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所等の商業等の業務の利便の増進を図る地域。 住宅や小規模な工場も建てられる。
準工業地域	200 60	約 43	主に軽工業の工場等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域。 危険性、環境悪化が大きい工場の他は、ほとんど建てられる。
工業地域	200 60	約 162	主として工場の業務の利便の増進を図る地域。 どんな工場でも建てられる。また、住宅や一定の店舗等は建てられるが、学校、病院、ホテル等は建てられない。
工業専用地域	該当なし		専ら工業の業務の利便の増進を図る地域。 どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテル等は建てられない。

※ 建築物の用途や面積制限に関する概要は次頁でご確認ください。